

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく一時扶助決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和 3 年 7 月 6 日付けの一時扶助決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った一時扶助決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張し、本件処分の取消しを求めている。

保証会社更新に必要な費用は、本件更新保証料とコンビニ取扱手数料（以下「本件コンビニ手数料」という。）との合計 10110 円であるのに、本件更新保証料（10000 円）のみしか支給されていない。運用事例集では契約更新料の範囲として保証料を認めており、本件コンビニ手数料を支払わなければ更新自体ができないため保証料と一体となるべきものであり、保証会社の更新料手数料を支給すべきでないとする法令がない以上、支給されるべきである。本件更新保証料の払込票を見れば、本件コンビニ

手数料の支給も必要であることはすぐ認識できるものであり、運用事例集の「支払の確認」には「更新料の認定に当たっては、賃貸借契約書等で必要な更新料の額を確認するなどして、実際の需要額を把握した上で、慎重に審査し」と記載があるほか、本件申請書にも「保証会社の更新料は請求書から読み取れる更新に必要な額の支給を求めます」と記載がされている。

また、110円の本件コンビニ手数料については申請を却下したことは分かるものの、本件処分通知書には、コンビニ手数料が支給されなかったのかについての記載がない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和4年5月2日	諮問
令和4年6月20日	審議（第67回第3部会）
令和4年7月25日	審議（第68回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準・種類

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維

持のために活用することを要件として行われるとし、法 8 条 1 項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしている。

法 11 条 1 項は、保護の種類として 3 号に住宅扶助を掲げ、法 14 条は、住宅扶助は困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住居、補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲内において行われるとしている。

(2) 保護の変更、通知、理由付記

法 24 条 9 項で準用する法 24 条 1 項（以下、本項では準用する旨の記述は省略する。）は、保護の変更を申請する者は、要保護者の氏名及び住所、保護を受けようとする理由等を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとしている。

同条 2 項は、同条 1 項の申請書には、添付することができない特別の事情があるときを除き、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類を添付しなければならないものとしている。

同条 3 項は、保護の実施機関は、保護の変更の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面（以下「通知文」という。）をもって、これを通知しなければならないと規定し、同条 4 項は、通知文には、決定の理由を付さなければならないとしている。

同条 5 項は、同条 3 項の通知は、申請のあった日から 14 日以内にしなければならないとし、扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合その他特別な理由がある場合には、これを 30 日まで延ばすことができるとしている。ただ

し、同条6項は、保護の実施機関が、申請のあった日から14日以内に通知をしなかったときは、通知文にその理由を明示しなければならないとしている。

(3) 契約更新料等

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7・4・(1)・クは、被保護者が居住する借家、借間の契約更新等に際し、契約更新料等を必要とする場合には、同・オにいう特別基準額（以下「特別基準額」という。）の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないとする。

「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）（問）第7の88の（答）は、契約更新料等として、更新手数料、火災保険料、保証料の認定について、必要やむを得ない場合には、契約更新に必要なものとして認定して差し支えないとする。

「生活保護運用事例集2017（令和3年12月改訂版）」（東京都福祉保健局生活福祉部保護課作成。以下「運用事例集」という。）問6-60は、被保護者が居住するアパートの賃貸借契約の契約更新料を認定する場合の留意点について、契約更新料の範囲として、契約更新料に契約更新手数料、火災保険料及び保証人がいない場合の保証料を加えた範囲までを対象とするとし、更新料そのものには消費税がかからないが、仲介業務の手数料には、消費税がかかるため、手数料がある場合は、消費税を含めて特別基準額の1.5倍額の範囲内で支給している。

(4) 局長通知、課長通知及び運用事例集の位置づけ

局長通知及び課長通知は、いずれも地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準である。

また、運用事例集は、東京都において法に定める事務を地方公共団体が執行するに当たっての解釈運用指針として作成されたものである。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、令和 3 年 6 月 25 日、請求人は、本件申請書に、申請理由として、「申請するもの」を「アパートの契約更新と保証会社の更新に使う費用の支給を求めます。」、また、「申請の詳細」として、「アパートの契約更新料が 71000 円になってますが前回申請した保険料 18000 円が支給されるなら今回は 53000 円だけの支給で結構です。保証会社の更新料は請求書から読み取れる更新に必要な額の支給を求めます。」などと記載し、本件更新通知書及び本件払込取扱票の写しを添えて、処分庁宛てに提出したことが認められる。そして、同年 7 月 6 日、処分庁は、本件更新料（53,000 円）と本件更新保険料（18,000 円）との合計額（71,000 円）から、前回処分により決定済みの本件更新保険料（18,000 円）を除いた額（本件更新料。53,000 円）に本件更新保証料（10,000 円）を加えた 63,000 円を保護費として支給することを決定し（本件処分）、本件処分通知書により請求人に通知したことが認められる。

そうすると、被保護者が居住する借家、借間の契約更新等に際し、契約更新料等を必要とする場合には、必要な額を認定して差し支えないとされ（1・(3)）、契約更新料等としては、更新手数料、火災保険料、保証料について、やむを得ない場合には、契約更新に必要なものとして認定して差し支えないとされている（同）ところ、処分庁が、請求人に対して、請求人の居住する借

間の契約更新料等として本件更新料及び本件更新保証料を支給する旨の本件処分を行ったことに、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、本件処分について違法又は不当な点がある旨主張しているので、以下、これらの点について検討する。

(1) 本件コンビニ手数料の不認定

まず、本件コンビニ手数料の不認定についてみる。

処分庁は、本件申請書（添付資料を含む。）の提出を受けて、請求人に対して63,000円の保護費を支給することを決定し、本件コンビニ手数料110円については支給していないことが認められる。

しかし、局長通知第7・2・(1)・ク及び課長通知（問）第7の88の（答）によれば、被保護者が居住する借家又は借間の契約更新等に際し必要となる契約更新料等について、「更新手数料、火災保険料、保証料」の認定について、必要やむを得ない場合には認定してもよいとされていること（1・(3)）、運用事例集問6－60によれば、契約更新料の範囲として、契約更新料に「契約更新手数料、火災保険料及び保証人がいない場合の保証料」を加えた範囲までを対象としていること（同）からすると、契約更新料のほかに認定して差し支えないものは、限定列挙されている更新手数料、火災保険料及び保証料のみと解するのが相当である。

また、ここでいう「更新手数料」とは、運用事例集問6－60に「更新料そのものには消費税がかからないが、仲介業務の手数料には消費税がかかるため」との記述があることに照らすと、更新手数料については、仲介業務の手数料のことに解する

のが相当である。

請求人は、本件申請書において、「保証会社の更新料は請求書から読み取れる更新に必要な額の支給を求めます」と記載したにもかかわらず、処分庁は、賃貸契約書等で必要な更新料を確認するなどの慎重な審査を怠った旨を主張する。しかし、本件コンビニ手数料が仲介業務に係る更新手数料に当たるものでないことは、上記のとおりである。

また、請求人は、本件コンビニ手数料を支払わなければ更新自体ができないため、本件コンビニ手数料は、保証料と一体となるべきものである旨を主張するが、本件コンビニ手数料についてこれを保護費として認める法令等の定めはなく、かかる請求人の主張は、独自の見解というほかはない。

(2) 理由付記の不備

次に、本件コンビニ手数料の不認定の理由付記についてみる。

本件申請書には、「保証会社の更新に使う費用の支給を求めます」、「請求書から読み取れる更新に必要な額」と記載されていることが認められる。また、本件更新保証料の払込票には、請求金額が「10,000円」との記載のほか、「更新保証料のご案内」として、更新料の支払には、コンビニエンスストア所定の取扱手数料がかかること、コンビニ取扱手数料の額は「10,000円未満：66円、50,000円未満：110円、50,000円以上：330円」などの案内があることが認められる。

一方、本件処分通知書には、上記のとおり、保護の種類、支給金額及び支給方法等の記載はあるものの、本件コンビニ手数料の取扱いについては記載されていないことが認められる。

そうすると、①本件申請書には「保証会社の更新に使う費用」と記載され、請求人が申請した額は記載されていないこと、

②本件更新保証料の払込票には、本件更新保証料を支払う場合、本件コンビニ手数料がかかる旨の案内はあるものの、「更新保証料」としては、請求金額「10,000円」とのみ記載されていること、③その他、請求人から処分庁に対し、本件コンビニ手数料の額等について問合せがなされたとは確認されないことの各事実を照らすと、処分庁は、本件申請において、本件コンビニ手数料について請求されたものではないと判断したのであるから、本件処分通知書に同手数料が支給されなかった理由が記載されていないことをもって、直ちに当該処分が違法になるとは解されない。

(3) 結論

したがって、請求人の上記各主張には、いずれも理由がないというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

羽根一成、加々美光子、青木淳一